



滝川市多胎妊婦健康診査費助成事業



令和8年度から**多胎**（ふたご・みつご等）**妊娠の**
妊婦健康診査受診票の追加助成をいたします

多胎妊娠の方1人につき、上限5,000円を5回助成します。

対象者

妊婦健診受診日に滝川市に住民登録があり、令和8年4月1日以降に妊婦健康診査受診票を14回使用し、15回目以降自費で受診する多胎妊娠の方。

助成内容

1. 上限額5,000円を1回の妊娠につき最大5回助成します。
2. 助成は償還払いになります。15回目以降の分は受診票は交付いたしませんので、一度自費でお支払いいただくことになります。
3. 妊婦健康診査の14回目までは、母子健康手帳交付時に渡された妊婦健康診査受診票をご使用ください。（基本的な健診は週数を問わずに使用することができます。）
4. 申請期日までに、必要書類を記載のうえ自費でお支払いいただいた15回目以降の健診費用の領収書と明細書を合せてご提出ください。

※上限額と実際に支払った金額を比較して、少ない方の金額をお支払いします。

5,000円を超えた費用については自己負担になります。

必要書類

1. 申請書
2. 自費で支払った妊婦健康診査費用の領収書および明細書の写し
3. 多胎全ての児の母子健康手帳の「表紙」と「妊娠中の経過」のページの写し
4. 振込口座のわかるものの写し



以下の費用は助成対象外となります。

1. 海外で受診した健診分
2. 医療保険適用診療分
3. 妊婦健診（自費）に伴わない自費検査
4. 教材費・文書料・予防接種費用等

申請期限

必要書類を揃えて、**出産後半年以内**に申請してください。



【申請窓口】

滝川市健康こども未来部健康づくり課（保健センター内）

住所）〒073-0032 滝川市明神町1丁目5番32号 TEL）0125-24-5256